

○厚生労働省令第八十二号

令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和六年法律第十三号）第二条第一号の規定に基づき、令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月十六日

厚生労働大臣 上野賢一郎

令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則（令和六年厚生労働省令第七十七号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(法第二条第一号に規定する厚生労働省令で定める交付金)</p> <p>第一条 令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律(以下「法」という。) 第二条第一号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 令和八年度の一般会計予算における地域福祉推進支援臨時特例交付金</p> | <p>(法第二条第一号に規定する厚生労働省令で定める交付金)</p> <p>第一条 令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律(以下「法」という。) 第二条第一号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>(新設)</p> |

附 則

この省令は、公布の日から施行する。